

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年4月19日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和5年4月19日（水） 午後2時30分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和5年4月19日（水） 午後4時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（15名）

（1番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （5番）木原 伸二 （6番）倉重 俊則
（7番）小山 巽 （9番）光井 憲治 （10番）吉本 典正 （11番）池田 寛
（12番）石田 卓成 （13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）林 孝志
（16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（3名）

（2番）石川 眞平 （4番）関谷 芳広 （8番）田村 正信

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	高橋 菜里

6 提出議案及び報告事案

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第31号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

議案第32号 非農地判定について

報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第28号 農地法第18条（通知）

報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第30号 農地法施行規則該当転用届について

報告第31号 畑地造成届出について

報告第32号 現況証明書の発行について

報告第33号 許可申請取下について

報告第34号 許可取消申請について

報告第35号 農地所有適格法人報告書について

報告第36号 賃借情報

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

7 番 小山 巽委員

9 番 光井 憲治委員

午後2時30分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和5年度1回目となります4月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の連絡がございました委員さんは、2番、石川委員、4番、関谷委員、8番、田村委員の3名の方でございます。

なお、出席委員さんは過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶を頂き、引き続き議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 引き続きの会議となりますけれども、よろしくお願いいたします。

開始がいつもより1時間半ぐらい遅いわけですので、できるだけスムーズに進行していきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速議案に入っていきます。

本日の議事録署名委員さんは、7番の小山さん、9番の光井委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議案審議に入ります。

議案第26号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明の前に、議案の修正をお伝えいたします。

1 ページ、議案第 26 号の受付番号 2 が保留となりました。

それでは、御説明いたします。議案書は 1 ページ、資料 1 ページからになります。

議案第 26 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。8 件あり、権利事由は、所有権の移転が 7 件、使用貸借による権利の設定が 1 件です。

譲渡し理由については、耕作困難が 6 件、交換によるものが 2 件。譲受け理由は、耕作便利が 1 件、相手方の要望によるものが 1 件、交換によるものが 2 件、農地の荒廃防止が 1 件、経営基盤の安定が 1 件、規模拡大が 2 件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6 番 6 番、倉重です。それでは、申請番号 1 番の説明をさせていただきます。

1 番は、譲渡人が耕作困難ということで、譲受人に農地を譲る案件であります。

譲渡人の耕作困難の理由としましては、現在、農業を営んでおるのは、——も農業を営む見込みがないと、一親も高齢であるということで、耕作はできないだろうということで、——という地番ですが、地図が 3 ページになりますが、青で囲ってあると思うんですが、その隣に譲受人の宅地がありまして、大変便利だということで譲受人に譲るということであります。

それで、4 ページの営農計画書を御覧になってください。譲受人は、——が、年齢は——歳の——さんがおられまして、——がおられますので、耕作は可能だというふうに判断しております。

許可要件のほうから説明していきます。

このたび特筆すべきは、下限面積要件が緩和されまして、なくなりましたので、本来は、これへ下限面積要件 2 反でありましたが、そういうのはなくなりましたので、第 3 条申請ができるということになります。

全部効率利用要件と農作業常時従事要件ですが、このぐらいの面積は約—— m^2 ということで、7 畝半ぐらいなので、経営がミカンをやるということなので、大体ざっと計算しますと労働時間が 150 時間くらいだろうと推測されますので、十分に耕作可能であろうかと判断いたしております。したがって、全部効率利用要件も農作業常時従事要件もクリアであるというふうに考えています。

それから、通作の距離ですが、これは宅地の隣でありますので、全然問題ないと考えております。

それから、地域との調和要件ですが、譲受人は平素から地域の活動に大変協力的でありまして、自治会の今、——というのをされておられまして、非常に地域に貢献されておりますので、地域調和要件も全然問題がありません。

したがって、許可基準を満たしておると考えておりますが、皆さんの御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今、説明がありました下限要件が撤廃されたわけで、これが第1号になろうかと思うんですけども。

事務局に確認なんですけれども、今回の場合には地理的に問題がないだろうというふうに思うんですが、当委員会としては、どこもかしこも下限要件を適用して手に入るようなことは避けたいという思いがあったんですけれども、その辺のところは十分審議した上の今回の結果というふうに考えていいんでしょうかね。

○事務局 特に大きな、担い手等もございませんし、支障になるようなことではないと、そこら辺のあたりも審査はしております。

○藤井会長 皆さんにももう一回徹底ですけれども、一応、当委員会としては全部が全部適用するつもりはありませんので、あくまでも周りの調和要件とかを加味した上で許可を出したいというふうな思いでありますので、その辺のところは十分御理解を頂きたい。

どうぞ。

○12番 12番の石田ですけど、除外申請とかと同じで、事前に、議案で出てくる前に、その地域の農業委員に聞いていただきたいと思うんです。

その上で話を進めていただきたいというのが、前にもよくあった事例としては、圃場整備計画をしているようなところに家が突然出てきたりとか、除外申請、役所のほうが勝手にいいよと、こっちに何も聞かずにいいよと言ってしまっていて、取り返しがつかないことになったということも過去にもありましたので、その辺をしっかりと、事務局、お願いできたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。3番と4番、一緒に説明してもよろしいでしょうか。お互いの農地の交換になりますので、そのほうが都合がいいので。

○藤井会長 はい、分かりました。

○16番 それでは、議案第26号の3及び4、関連がありますので併せて説明をいたします。

26号の3及び4は、第3条の規定による所有権移転の申請ですが、申請理由は、それぞれの農地を交換するということです。現地確認、それから、本案件をまとめられた最適化推進委員、それ

から譲渡人、それから譲受人への聞き取りを17日に行いましたので、その結果について報告をいたします。

現地は、資料の9ページから11ページ、それから、その後の13ページ、14ページ、15ページのとおりに、国道2号線の小俣交差点から一側、——m程度行ったところに位置をしております。

まず、3のほうなんです、3のほうの譲受人、11ページを見ていただくと分かるんですが、この真ん中です。真ん中の農地を、両サイドが譲受人の農地です。真ん中は別の今回譲り渡すほうの農地ということで。

その次の13ページ、4のほうなんです、4のほうの申請地というのが、道路、農道を挟んで、ちょうどこれ、図に印がついていないのでちょっと分かりにくいんですが、一番端っこの、最初の3のほうの譲受人の農地の農道の反対側です。ここに譲受人のもともと農地があります。

ということで、11ページを見ていただくと一番分かるんですが、真ん中に譲渡人の農地があって、譲受人の農地がその農道の反対側にあるということで、今後の営農の作業性、利便性等から考えて、今回交換したほうがお互いに都合がいいだろうということで、交換ということにしたものです。

面積的には若干違うんですけれども、ほぼほぼ利ありということで、その辺の差についてはお互いに納得されて、交換をしようということにしております。営農計画書等を見ても特に問題点はございません。農地の現況なんです、先ほど言いましたように、両方とも現在耕作をされているという状況です。

今回、両方の農機等の所有状況の確認をしておりますが、いずれもここに書いてあるとおり全ての機械を持たれております。ただ、4のほうの、16ページの方のほうは、今年度は一応保全にして、来年度から水稻を作付したいというような話になっております。

それでは、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項なんですけれども、いずれも1号から6号、特に問題点はございません。

以上のことから、許可要件の全てを満たしているというふうに思います。皆様の御審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。3番、4番、一括で上程させていただきます。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。議案の26号の5番は使用貸借権の案件です。

現地の確認及び農機具を貸される、あえて名前を出しますが、——宅への訪問を4月の12日に行い、貸主及び借主への聞き取りを4月13日に行いましたので報告します。

現地は、資料の16ページにありますように佐波川沿いの——地区になります。申請地は平成21年の災害のときから——さんが管理をさせていました。ですが、数年前より所有者の方に戻されて、所有者の方が耕作されていました。ですが、去年の秋だったんですけど、——して耕作が困難になりました。

以前よりその田は——のほうの農作業を手伝っておられた借主さんに、この耕作をしてもらえないかという依頼となりました。——のところの農作業を手伝っていた借主さんに、耕作してもらえないかという依頼になって承認されました。貸主さんには、耕作してもらえることは大変喜んでいらっしゃいました。

残りの田んぼ、ほかにもあるんですけど、そこは——が保全管理をされるとのことでした。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、家族で耕作され、農機具はトラクターと草刈機のみですが、その他の必要な農機具は——が貸されることを確認していますので、農地を効率的に利用できると思われます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、家族で作業をされ、農作業を行う必要がある日数については従事されとのことでした。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、水利組合等の役割には積極的に参加されとのことでした、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法3条2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はをお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第26号の6は、相手方の要望と、規模拡大するための所有権移転の案件です。

4月15日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は——という地区で、山陽本線のすぐそばにあります。申請地については、譲受人が預かって耕作している状況です。譲渡人に後継者がいないため、ぜひとも譲りたいと要望を受けて今回の申請となりました。

それでは、農地法3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、家族ぐるみで作業をされていて、実績から見ても問題なしと判断いたします。地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第26号の7は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地確認及び譲渡人、それから譲受人への聞き取りを4月15日に行いましたので、その結果について報告いたします。

申請地は、資料25、それから26ページのとおりです。県道山口防府線、県道21号——
——に位置しております。県道から市道——mほど入ったところに申請の農地があります。

まず、農地の現況ですけれども、現在、これまでも耕作はされておらず、保全管理をされておりました。譲渡人は——在住ということで、——からわざわざこの地域まで来て定期的に草刈り等をしていたようです。そういうことで、なかなか維持管理に苦勞をしていましたという話をされておりました。今回、譲受人から、農地を譲り受けたいという話を聞いて、喜んで譲渡をすることにしたということです。

譲受人は、27ページを御覧になって分かるように、今回申請する農地のすぐ北側にも田、それ

から、——、——、——、この辺が全部農地で、一部はなっこりーを植えたりとか、
——、——は水田で餅米を作っているということでした。

後で案件が出てくるんですが、27ページの申請地の隣の——を、これも同じ所有者の農地なんです、それは後の案件で出てくるんですが、これは転用で、自己用住宅を立てるということで、それに付随している農地なんですけれども、面積の関係で、こちらのほうは農地のままで譲り受けるということです。営農計画にあるように、自給用の野菜畑として耕作をしますということでした。

それでは、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号、第3号の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、営農計画書のとおり、農作業を行う必要な日数について、農作業に従事することができると判断をします。

第5号、第6号については、地域調和要件ですけれども、周辺農地の農業の効率かつ総合的な利用の確保に支障は特に生じないものと思います。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断をします。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、9番、一括上程をさせていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。地元委員の石川委員が今日欠席のため、私が説明をします。

議案第26号、8番、9番は、譲受人が農地を取得して農業を始めたいという申請となります。

現地確認を私と事務局3名、石川小委員長で4月13日に行いました。また、後日、石川委員が不動産会社と譲受人、譲渡人双方にお話を聞きましたので、説明いたします。

場所なんですけれども、牟礼の農業大学校から一へ——mほど行ったところになります。譲渡人なんですけれども、既に——されておって、この土地と、あと家もあるんですけれども、そちらの管理は、遠方から、——から親戚の方が来て管理されているということです。

今回の該当農地なんですけれども、資料の29ページからです。該当農地、既に昨年の12月に使用貸借の契約がされておりまして、これが総会でも通っておるんですけれども、既に農業をこちらで始められております。その上で今回、所有権移転の申請となりました。

概要なんですけれども、譲受人が——在住でした。家も農地も全て、譲渡人の土地全てを買い取って、ここに移り住むという新規就農になります。現在、4月から農業大学校のほうにも通われているということになります。

今回、8番と9番、分かれているんですけれども、9番のほうが登記の地目が宅地になっていて、そういうことで、ほかは登記、農地なんですけれども、それで8番と9番と今回分かれているんですけれども、両方とも現況は農地です。今回見て、既に12月に使用貸借されておって、使用貸借されておるところは既に果樹が植えてありました。

今回——から来られた方は、自然農法ということで、基本的に不耕起、耕さないということで、不耕起で、農薬も使わないで肥料も与えないという栽培方法になります。

続きまして、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件なんですけれども、こちらは既に一部営農をされておりまして、問題はございません。

2号の農地所有適格法人以外の法人及び3号の信託要件は該当いたしません。

4号の農業常時従事要件、5号の下限面積要件、6号の転貸禁止要件も問題ございません。

最後の7号、地域調和要件なんですけれども、これは自然農法ということで、通常の慣行農業よりは草が生えるかと思うんですけれども、草もある程度生えたら刈るという話を頂いておりますし、今後何かあったら、地元委員の石川委員と私も含めて間に入って見守っていこうとは思っていますので、そちらも問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当する許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

以上、説明となります。皆様、御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 12番、石田です。中山委員さん、御存じだったら教えてほしいんですけど、この4月から農大に入られると先ほど御説明があったんですけど、こういった人を、僕もこういった系統の人によく相談を受けるんですけど、農大に入らって、こういったコースで入られるのか、御存じだったら教えてください。

○3番 農大が、作目基礎研修というコースです。基礎研修ですね。多分、週に1回とかですね。学生としてとかではなくて、そういった感じで研修があるみたいです。それに属されているそうです。

○12番 ありがとうございます。

○藤井会長 よろしいですか。どうぞ。

○11番 11番の池田です。26号の9番ですが、先ほど説明がありました登記地目が宅地、現況は畑、土地の地目については現況主義だというのがございますが、宅地を畑、野菜にして地目が変わるという場合に、農地法の適用はどういう関係でなってくるかという。

何年畑にすればなるか、こういう例が、こういうのが実際あるというわけですね、課税のほうなんかでは。それをどういうふうに判断していくか、そういうことができるのであれば、登記が雑種地であろうが、農地法になるのかどうか、その辺をお尋ねしたいんですが。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○事務局 登記地目が宅地で、当初は農家台帳に載っておりませんので、まずは農家台帳登載申請書というものを出示していただきます。それを出示していただいて、1年後ぐらいに作付の状況を、現地を確認いたしまして、きちんとその農業がされていれば、そこを農地として認定して農家台帳に掲載する、登載するという手順を踏んでおります。その確認には農業委員さんも同行していただいております。

○11番 一般的に、税の面から言えば、現況を農地にすれば税が安くなりますから、そういうふうにすることはあると思うんです。課税課のほうではかなり多いと思うんですけど、その辺で、農業委員会はだからこういう、登記は宅地であっても、野菜を作ってそういう手続を踏めば、農地のほうへ入れて、こっちの法律のほうも対象になってくるというような形でしょうか。

○事務局 基本的には、そういった申請を受けて、農家台帳のほうに登載を行うようになるんですけども、当然、台帳に記載されるとなると農地法の影響を受けますので、所有者の方には、今後もし何か転用とか所有権移転とかする場合は、必ず農業委員会の許可を受けてくださいということで御案内はしております。

○11番 一般的には、課税のほうは1月1日現在の地目で見るというのがありますから、期限があるんですけど、わざわざ、こっちのほうはあまりするメリットというのはそんなにないですね、逆に法にかかってくるのであれば。

だから、どういうふうにして、していないところはかなりあると思うんですけど、あまりメリッ ト的にはないということですね。宅地のまま置いておけば、そのまま第4条、第5条も立てなくてもできるわけですよね。そういう理解でよろしいですか。

○事務局 そうですね、そういった話で問題はないです。

○藤井会長 今回のケースは、だから、課税はいつからなるわけ。1年後に農業委員会が作付を確認した場合、そこからですか。

○事務局 すみません。今回のケースについては、経緯は不明なんですけど、以前から台帳には記載

はされておって、恐らく、所有者の親族の方からお話を聞いた限りでは、昔ここに家が建っていたということで伺っておりまして、今回譲られた、この39ページで見たところの———とい
うところに現在家が建っておりまして、昭和——年頃に農地転用が出ておるんですけども、この
ときにこちらに家を建て替えられて、それまではこの———のほうに家が建っていたそうです。

ただ、それを崩して、その後ここを農地として利用されていたということで、いつ頃登載された
かまでは記録が残っていなかったんですけども、こちらの———については、こちらの台帳のほ
うには登載されているという状態ではあります。

○藤井会長 実際に課税は、現在は宅地でから課税されておるんでしょう。それを、だからいずれは
農地としてここで認めたら変更をかけるわけでしょう。それを1年後に作物が植わっとるのを見た
ら。

○3番 会長、ここも果樹が植えてあって、既に恐らく農地として課税されています。ただ、地目が
宅地。

○藤井会長 これは去年の12月だったですかね。

○3番 12月、そうですね。

○藤井会長 でも、1年後の状況を見るわけでしょう。

○事務局 事務局なんですけど、今回の分は、元から農地台帳に載っていたので、農地としての農地
法の適用を受けるから、第3条の申請を今回受け付けたんですけど、1年後に見るというのは、新
規に農地認定する場合なので、今回はもともと農地台帳に載っていて、ずっと農地として私たち事
務局、農業委員会は見ているので、1年後に再び農地として認定するという事はないです。もう
農地です。

○藤井会長 課税課も農地として見ておったわけ、今は。

○事務局 課税課は、情報がないので、そこは何とも言えないです。どういう経緯で農地台帳に載っ
たかは分かりません。

○藤井会長 税がかかっていないなら、特にこのままで何の問題もないんでしょうけども。

○事務局 そうですね。固定資産税の現況イコール農地法上の農地かというのも、特にはそういうこ
ともありませんので、農業委員会は現況が農地かどうかで判断しています。

○藤井会長 分かりました。

よろしいですか。——ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。8番、9番、承認を頂ける方は挙手をお
願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、８番、９番、承認いたします。

続きまして、議案第２７号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明の前に、資料の５１ページが修正されておりますので、差し替えをお配りしております。

それでは、議案の説明をいたします。議案書は４ページ、資料は４１ページからになります。

議案第２７号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は９件で、転用目的は、駐車場が１件、貸駐車場が１件、自己用住宅が２件、建売住宅が３件、敷地拡張が１件、通路が１件です。

受付番号１は貸駐車場です。農地区分は集団農地面積０．０７haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号２は建売住宅です。農地区分は集団農地面積６．８２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号３も建売住宅です。農地区分は集団農地面積０．２７haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号４は敷地拡張です。農地区分は集団農地面積６．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号５は通路です。農地区分は集団農地面積６．５haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号６は建売住宅です。農地区分は、集団農地面積０．１６haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号７は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積０．０４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号８は駐車場です。農地区分は集団農地面積０．０４haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。

受付番号９は自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積０．３１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第２種農地と判断します。開発許可申請中です。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○５番 ５番の木原です。議案第２７号の１は、転用して貸駐車場として利用する賃貸借権の設定です。

４月１４日に、事務局と田村委員さんとで現地確認をして、借り受ける——の方にお話を聞きました。申請地の場所は——地区で、佐波川の近くにあります。現況は、既に無断で転用して駐車

場になっています。このたび、農業委員会事務局の指導の下、始末書を提出して、改めて申請となりました。

転用の妥当性、地域の営農への影響ともに問題なしと判断いたします。排水は雨水のみです。

報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案第27号の2について説明をいたします。

本件は、所有者一人の一筆、———m²の農地を、不動産会社が——戸の建売住宅を建設するため農地を転用しようとする案件です。

現地調査は14日、事務局3名、木原小委員長、私の5人で行いました。申請地は、仁井令の郵便局、———の約——mに位置しております。資料は47ページからになります。

申請者は、資料49ページに地番だけ出ておりますけども、これで説明をさせていただきます。

表の———につきましては、昨年まで近所の約1町を作っておられる方が耕作をしておられました。真ん中の土地につきましては、これは御兄弟で一人の方がそれぞれ相続を受けておられますが、——の方が、———については、一昨年まで米を作っておられました。それ以外は畑で使っておられたわけですが、昨年からはおやめになっておったということです。

それから、———、こちらについては、———の耕作者の方が、昨年から保全管理、ちょうどこの半分ぐらいはタマネギを作っておられました。一年前までは、所有者の——が耕作をしておられたというようなことでございます。本件は、例の高潮対策による駆け込み需要の案件でございます。

一応、それぞれの方にお会いして話を聞きましたけども、皆さん、耕作をするのも高齢でとてもやれんということをおっしゃっていますし、近所の農家の方も来月ぐらいに出るんかと思いますが、所有農地を処分されたりしておって、耕作は減らしていくというようなことで、今回の処分については全く問題はないというようなことをおっしゃっておられました。

本地は、この地図が、北側が、矢印が上にありますからあれですけども、色のついております公道と書いてありますけども、この部分までが市街化区域になっておるようです。

本地は調整区域ということでありまして、図面の差し替えというのがありましたけども、実はこ

れ、私が見ておって、当初の図面は浄化槽というのが各戸に設置されておったんですけども、次のページの被害防除計画書によれば、汚水は公共下水道だと、生活水もそうだということになっておって、浄化槽を設置して何で公共下水道に流すのかという話をしましたら。

実は、調整区域ということで、公共下水道は下水道に流せんのじゃないかというようなことで、当初浄化槽の設置を考えておったということで、公共下水道への流水が可能になったことで今回の差し替えという形になっております。

雨水については、一応これは、地図でいけば51ページの上の部分に水路がずっと走っているわけですが、この水路に流していくということで、結構立派な水路ですので、特にこれは問題なかろうかと思います。

資料47ページにありますように、農地の種別は第2種農地ですので問題ありません。

以上のことから、許可基準に該当するものと判断しております。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案第27号の第3について説明をします。議案書は5ページ、資料は53ページからお開きください。

本議案は、ここにもありますように、田島地区の——と——の農地を、——が建売住宅を建てるということで買い取るという議案です。現地の調査は、4月の14日に14時から、事務局の3名の方と、木原小委員長と私が行いましたので、その内容について説明をいたします。

農地は現在、休耕として、——のほうは休耕地で、草がかなり高く茂った感じですが、——のほうはきちんと管理をされておりました。場所は、ここに図面がありますように、54ページ、ちょっと小さいんですけど、——のすぐ東側になりまして、53ページにありますように、周辺は全て転用されたような場所であります。そういうことです。

現地で一応確認をしましたけれど、問題はないということで、小委員長とも確認をいたしました。

なお、この図面の中の、55ページの地番が——ちょっと目が見えん。——のほうの上のほうです。そこは現在、55ページの白いところなんですけど、現在、あそこは駐車場になっておりますので、ここは既に農地法の適用は受けませんが、今回はこの——の下の方のうんと上を一緒に一体利用して宅地にされるということで、57ページは、したがって、その

2つの田を埋めて宅地をするというような議案になっています。

あとは、被害防除計画についても、ここは実は、地区の取水者の方が、実は先月、田んぼがなくなって、水利組合の資格がなくなったということもあって、この56ページの被害防除計画に——さんという方が2段書きされていますが、これはしたがって、——という方がいらっしゃるんですけど、そういう権利がないということで、一応代理ということで兼務してここについては確認をさせていただきます。

これは、水利組合長の方と話をしまして、当面そうせざるを得んだというふうなことで確認をいたしましたので、問題はないというふうに思います。皆様方の意見をよろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 説明は終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、5番、一括上程させていただきます。

地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。こちらの4番、5番も先ほどの第3条の続きになります。こちら、議案第27号の4と5は、譲受人が農地を取得して、進入路及び農家住宅の拡張をするという申請になります。

現地確認を4月13日に、事務局3名、石川小委員長と行いました。また、後日、不動産会社と譲受人、譲渡人双方に石川小委員長が連絡をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に訂正なんですけれども、被害防除計画で汚水のところなんですけど、両方とも汚水は発生しないので、汚水の放流先のほうはなしということでお願いをいたします。

まず、4番なんですけれども、4番と5番ともに結論から言いますと、既に転用されております無断転用という形になりまして、今回新規就農をするに当たり、それをただすためということで、それを現況に合わせるための申請になります。

まず、4番なんですけれども、こちらにも既に自宅につながる道があり、さらに、その後ろの田となっておるところ、61ページなんですけれども、それも既に宅地化されておりました。

次が5番のほうなんですけど、先ほどの登記地目が宅地なんですけれども、農地台帳上、畑ということになっておる土地なんですけれども、ここも道になっておりまして、畑の一部を今回、宅地としてきちんと正すという申請になります。始末書等も、譲渡人から既にきちんと出ておりまして、こ

れできれいさっぱり新規就農をされるという形になります。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、27号のほうです。議案書は6ページの資料は70ページからお開きください。

この議案は、田島地区の持ち主が、———が建売住宅として買い取るというようなことです。

それで、現地調査、これは、先ほどの件と同じく4月の14日に13時50分から事務局の3名の方と小委員長と私が行いましたので、その内容について説明をいたします。

農地は現在、休耕地として管理されておりました。場所は、華陽中学校の一になります。県道を挟んで一側のほうの——mぐらい離れたところですよ。そういうところになります。

4月の13日に、譲渡人の御本人とは口頭でお話をいたしました。それと、行政書士さんとは14日の午後、電話で確認をいたしました。事業計画書にありますように、ここに建売住宅を建てるということで、特に問題はないというふうに思いました。皆様方の意見をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、これに関しましては、次の28号の3、4と関連がございますので、またがりますけれども一括上程させていただきたいと思います。

地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田でございます。本案の件なんですけど、場所といたしましては、右田中学校から右田小学校のほうに向かっていく———にあります。昨年、建売住宅を4つほど建てるということで申請が出ていて通っていた案件なんですけど、そのうちの1つの区画を、自己用住宅を建たいということで、計画変更の申請がこのたびなされたものです。

現地確認、会長、事務局と一緒にやってまいりましたが、ただ計画の変更というだけで問題はな

いかなと思います。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、9番と28号の3番、4番、採決いたしたいと思います。

承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、28号の3番、4番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 それでは、8番の説明に入ります前に、議案書の82ページ、後ろから3番目ぐらいを開けてください。許可取消申請というのが出ております。これはあるということだけ見ておいてください。

そして、この8号は、先々月に全く同じ議案が出て、一応ここでは可決したんですが、実は書類上に不備がありまして、議案書の2、—————というふうに書いてあります。この名称が違っておりまして、—————で契約したということで、実は—————というのは—————にある何か本社のほうの会社らしい、不備がありまして、これは担当の方が勘違いして、そうしたのであつて。

この名称が変わっておったということで、書類の再申請をしたということですので、内容的には、第5条でこの農地を転用して、駐車場として—————、こちらに貸し付けるといような議案ですので、字句の訂正ということで理解してもらったらいと思います。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第27号の9は、譲受人が、譲渡人の農地を取得して自己用住宅を建てるために転用したいという案件です。

先ほどの第3条で、農地の所有権移転がありましたけれども、場所は、そこと同じく県道山口防

府線の———になります。

現地確認を4月13日に事務局3名と、それから末廣委員と行いました。それから、譲受人の本人には連絡がつかなかったので、———の方に4月の15日に聞き取りをいたしましたので、報告をいたします。

場所は、先ほど言いましたように、県道からちょっと一側に、市道を一側に入ったところになります。譲渡人は———在住ということで、この農地の管理に大変苦勞をされていたようです。現状は、きちんと草刈りはされて、保全管理がされているという状態でした。

譲受人は、ここに書いてある譲受人の———が、このすぐ———mぐらい離れたところになります。そこに、———と、それから、———が住んでおられるんですが、実家の近くがいいということで、実家近くでいろいろ土地を探していたらしいんですが、なかなかいい土地がなくて、結果的にこの農地を転用して建てたいということで今回申請になったものです。

事業計画、それから被害防除計画の内容につきましても特に問題はなく、周辺農地等に関わる営農条件に生ずるそれもあります。

それと、第2種農地ということで、周りはほとんど住宅、一部田んぼがありますけれども、そういった状況で、本件については転用もやむを得ないというふうに考えます。皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、議案第28号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明の前に、8ページにあります受付番号1が取下げとなっております。

それでは、御説明いたします。議案書は8ページ、資料は76ページからとなります。

議案第28号は、農地法第5条事業計画変更についてですが、今回提出された件数は3件です。変更内容は、期間の延長が1件、計画の変更が1件、目的の変更が1件です。

先ほど議案第27号の7で、受付番号3番、4番は既に審議済みとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。変更の2番は、昨年9月に上程され審議された案件ですが、場所は高川学園の———に今、———が建屋とか格納庫を建ておるんですが、その残土置場に借りた

土地の関係ですが、要は工事がまだ終わらない、今まだ工事中なんです。

先日、事務局の3名の方と原田小委員長と5名で一応現場を見せてもらいました。残土のほうはほとんど取り除いてありまして、いわゆる元の田の土を、これらを元へ戻すぐらいのところまで行っていました。

建設会社のほうへお伺いしました、電話で。すると、ほとんど終わっておるんですが、まだ完全に終わっておらんので期間を延長したと。7月まで延長したんですが、実際には4月の末ぐらいにはほとんど元どおりに返せそうだということで聞いております。また、地権者にも了承済みということでございました。

以上でございます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第28号の2番、承認いたします。

続きまして、議案第29号、30号、31号、一括上程をさせていただきたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第29号の議案説明の前に、今月より農業経営基盤強化促進法の改正により条文名が変更になりましたのでお知らせします。

令和5年4月1日より農業経営基盤強化促進法の第18条、第19条が地域計画についての内容に変わり、地域計画の策定までは改正前の基盤法を適用するように法改正が行われています。また、議案第31号農地中間管理事業法第18条7項の「農用地利用配分計画」が「農用地利用集積等促進計画」に名前が変更になっておりますので、お伝えいたします。

それでは御説明いたします。議案書は10ページからです。

議案第29号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条についてで、令和5年4月26日公告予定の利用権設定が18件提出されております。この18件の集積面積は6万7,061m²で、利用権の内訳は全て使用貸借権です。計画の内容は議案に記載してあるとおりです。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第30号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、議案第31号農地中間管理事業法第18条7項農用地利用集積等促進計画の公告について御説明します。議案書は19ページからです。

議案説明の前に、取下げが1件ございましたので御報告します。

両議案とも受付番号12が取り下げになっております。

議案第30号、31号につきましては、県で公告予定の利用権設定が13件になります。農地の集積面積は3万6,595m²です。内容は、議案第30号で、やまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案31号によって貸付けを行うものです。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。関連のある委員さんがおいでですけれども、今回は退席を求めないことにして進めさせていただきたいと思います。

各議案、地元委員さんで何か説明が必要と思われるもの、また、皆さん方で御意見があるものをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

何か御意見はございませんか。どうぞ。

○5番 5番の木原です。31ページの植松の——さん、——さんの契約ですけど、この農地が、昨年私たちが緑判定をした農地として、今かなり荒れている農地です。それで今回、県の事業を使って、農業公社が草刈り、耕起をする、その事業のお金を出してくるということで、それを利用したの補助事業になります。

もし、優良農地で結構荒れているところでも、こういう緑判定のところだったら、こういう事業が使えるので、ぜひ利用してもらえればと思います。（「詳しく」と呼ぶ者あり）

昨年出た事業で、まず、農業委員会が緑判定をする、それがまず条件なんですけど、その後、所有者との了解を得て、近くに、条件は、認定農家がやるというのが条件なんですけど。

双方の意見が合致すれば、振興公社を通して、1反当たり4万円幾らかの、草刈りして耕起代1回か2回の補助金が出ますので、そういった事業がありますので、優良農地であれば、ぜひこれを進めていただければ、解消にもなりますし、集約にもなるんじゃないかと思います。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第29号、30号、31号、承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、29号、30号、31号、承認いたします。

続きまして、議案第32号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは議案の御説明いたします。議案書は33ページ、資料は別冊とじのものになって

おります。

議案第32号は非農地判断についてで、今回提出された件数は1件246筆です。

受付番号1は野島の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地判断とするものです。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。非常に重い議案で、実は、これは2月の28日に事務局の方と小委員長と私が野島を4時間ぐらいかけてずっと山を歩いたんですが、当然入れないところもあったんですが、航空写真等も活用してですね。

議案書の54ページを見てもらったら合計があるんですが、実に13万5,000m²の田んぼ、畑、そして、その他というふうにありまして、ほとんど畑です。ちなみに平均面積は553m²ということで、130名の方の名前——名前が分からないところもあるんですが——なっております。

野島は現在72名の方がいらっしゃって、実は700年ぐらい前に富海のほうから7名の方がここを渡られて開拓されて、自作されて、畑のほうにいろいろ食料を作られて、当時はずっと全部畑のような状態だったんです。

ちょうど私がおるときに全部山林化、判定してしまうというのは非常に重い責任だと思いますけど、先ほど言いましたように、既に72名、過疎化が進んでいるような状態でありますし、島のほうもずっと見て回ったわけですが、やはり荒廃しております。

したがって、議案書の32、別紙のほうから説明をさせていただきたいと思います。先ほど言いましたように、非常に枚数も場所も広いんで、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、別紙の32の1号という地図を見ていただいたら分かるんですが、上の方に平島というのがあります。これは当然島ですから行かれません。それと、——というのがその下にあります。ここは歩いて行けるのは行けるんですけど、とてもじゃないが、山の中で入れる状態じゃありません。ここに——ありました。

あとは、可能な限り、港に降りまして山をずっと歩きました。その結果、次のページから説明をさせていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、5ページまでは今言いましたように島ですから、説明は以上で終わりたいと思います。

そして、6ページからです。これは、——というところなんですが、港に渡って東のほうへ、——というか、あっちのほうへ向かっていくところなんですが、小学校のあたりからずっと山へ上がって、5ページの地図の山頂の辺に何か建物があります。あれは海水を水に替えて溜めておくというふうな設備です。ここが山の頂上に置いてあります。

こういうところをずっと見て歩きまして、7ページ以降、7ページ、写真がありますように、海水浴場のところからずっと見た背景です。8ページも上のほう同様の状態です。こういうところを見てまいりました。

次が9ページになります。9ページは、一番最初の6番という赤丸の6番になるんですが、これもあまり入れんような状態なんですけど、今、水色の線がありますけど、あそこも可能な限り中に入りまして見た写真が10ページ以降にあります。

したがって、1、2、3、4、5、6というふうに番号を打っておりますが、そこからカメラを撮ったところなんです。それが10ページからずっとあります。10ページ、11ページ、御覧のように完全に山林化の状態になっております。

次が15ページです。15ページも今のところをずっと上がって行って、野島の—————のほうですけど、何とか道がありましたので、写真は①、②、③のところから撮っております。それが次のページの16、17ページです。やはり、こういうふうに山林化の様相というのが実態です。

18ページ、これは、——というんかよう分かりませんが、場所では、7番は、野島でいうたら一番東のほうになります。あちらのほうになります。

あの辺も途中まではいけますので、①、②というところから写真を撮っています。それが次のページ、19ページです。こういうふうな状態で、入れん状態ですので、矢印がありますように、あの向こうが山林化しています。そういう状態です。

次の20ページは、8番、——、名前がやっぱあるんですね、野島は狭いけど。——というのは、やっぱり道がありまして、先ほど言いました——の山の上のほうです。これも、矢印のほうから、写真のほうは、21ページに①、②、③というふうにありますけど、全て山林化しております。

次は23ページです。これが、—————というところなんですけど、これは航空写真でほとんどやっております。写真はありません。

したがって、次が今度は——、25ページ。——という土地になります。これは、写真は①からずっと⑤、⑥まで撮っています。これが次のページから写真を掲載しています。26ページが①、②です。①、②の位置から撮った写真です。27ページが③、28ページが④、⑤というふうに、やっぱり山林の様相をしています。

次のページが30ページ。30ページがかなりあるんですが、これは、野島に行ったら一番大きい外側の波止があります。あの付け根のほうからずっと下のほう、波止の付け根の辺をずっと歩きまして、写真を幾らか撮っています。①から⑤です。それが次のページ、31ページです。①が、住宅というか、宅地はあるんですが、宅地の上のほうが該当をする農地になります。

32ページも同じです。上のほうです。33ページも、そちらの、中へ入れんですから、道がないですから。波止の付け根のほうからずっと撮っています、全景を。したがって、35ページ、そ

して36ページ、37ページ、これらが大きな大橋の付け根のほうのところから撮っている写真です。

37ページまでなんですが、一番最初のページに戻るんですが、別冊の32とあるように、ほぼこれで野島の農地については、衛星写真等々で確認をして、幾らかは農地というのが残っています。

既に、山で畑でミカンを植えられたり、港の近くのほうは畑を作っていらっしゃるので、そこらは山林化というふうな形はしておりませんので、ほぼ山林化というのが実態として、今回皆さん方のほうへ提案をしたいと思います。審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第32号、承認を頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、32号を承認いたします。

お疲れさまでした。

議案審議は以上でございます。

報告事項が32号から36号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。どうぞ。

○16番 16番、原田です。報告の第28号の5からの合意解約について説明しておきたいと思います。ページは60ページです。60ページから65ページまで全て同一人物と農林振興公社、いわゆる中間管理機構との合意解約が出ております。

担い手の、これは——さんという方なんですが、筆数で21筆、合計面積が3万8,295m²、地権者が10名。この報告書には地権者は載っておりませんけども、地権者が10名おります。その21筆全て今回、中間管理機構と担い手の——さんとの間で合意解約となりました。

この21筆の今後の予定なんですが、去年の12月から中間管理機構、あるいはJA、あるいは市の農林振興課の方を通じて、既に4回ぐらい担い手も含めて会合をやったんですが、なかなかそう簡単に耕作者が見つからないという状況が現在続いております。

現状ですが、21筆のうち、地権者、いわゆる所有者が、しょうがないから自分で保全管理をしますというのが3筆、それから、所有者が耕作しますというのが1筆、これが先ほど農地交換で出た分です。これの片方側なんですが、所有者が耕作しますと。

それから、担い手が耕作しますというのが、先ほどの議案の31号に出ていましたけれども、具

体的には、—————が2筆、それから、もう1名担い手の方が——担い手ではないんですが、私がやろうというのが1筆、したがって、これが3筆、合計で、21のうちの7筆が現時点でどういう管理をするかというのが決まっている状態です。

残りの14筆については、中間管理機構の事業で、借受農地管理等事業というのがあるんですが、最長2年間ということで、条件付になるんですが、中間管理機構で保有をして保全管理をするということで現在進めております。もちろん、この2年の間に担い手が見つければ、そこで契約ということになると思うんですが。

したがって、この14筆については、中間管理機構と担い手との合意解約は終わっているんですが、中間管理機構と地権者との契約はそのまま継続ということで、中間管理機構が保有した状態で保全管理をするということになります。

一応、この事業スキームについて、中間管理機構から簡単なパンフレットをもらっているんですけども、担い手等への貸付けが見込まれるというのが一つの条件になっているので、これから担い手を見つけるということになります。その間の保全管理は、中間管理機構が第三者に作業委託をするというような形になるかと思います。簡単に補足説明です。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

先ほどの件と一緒に、今の件で何か具体的に御質問がある方は今ついでに。どうぞ。

○12番 12番の石田です。こういう話がどんどん増えてくるんじゃないかなと、これからですね。本当、今でも担い手がいっぱいいてやっているのに、見つかるわけなくて、担い手がですね、なかなか。

公社でやってくれるんじゃないかとかいう話とかも多少はあるんですけど、基本的には、この新規就農を土地利用型でやろうとしたときに一番ネックになるのが機械とか農地のまとまり具合とか、その辺だと思うんです。

機械なんかは多分、10町規模ぐらいでやれば3,000万円ぐらいは最低でもかかるわけで、こんな投資をしてまでできる人って、若い人とかだったらまず無理な投資ですね。

なんで、やっぱり本気で入らせてもらうというか、そういうふうな道筋をつけていかない限りは、圃場整備にできるかどうかというところか、それまでの間はそういう公社に入ってもらってつなげていくというぐらいしか方法がないと思うんですけど。

その辺に向けて、このアンケートでも聞いてもらえるようにはなったみたいなんですけど、かなり、もうちょっと、いざなった後に地域に入っていって、どうにかなりませんかみたいな話も見つかるわけがないので、みんな既にいっぱいやっているところで、先手先手で話合いのときにきちんとつなげる、機械とかも含めて、そこが一番大事だと思うんですね。

それがあればまだ、全国で募集をかければ、行政がそういうふうな音頭を取ってやれば、稲作をやりたい人もいますので、設備投資がかからずできるという、かなりのメリットになるし、協調性がある人が来てくれんと困ることは困るんですけど、その辺も含めて考えていかんといけんのかなと、聞きながら思いました。

以上です。

○藤井会長 具体的にお聞きしますが、2年間に見つけるという約束なんですけども、見つからなかったときにはどうするんですか。

○16番 見つからない場合は、最終的には地権者に返すようになっています。

○藤井会長 その間の管理料とかは。

○16番 それは言っていなかったです。2年間、もしくは現行の契約の期間ということのようなので、現行契約の終わりが令和一年の——月なんです。だから令和一年の——月はあと2年ちょっとになるので、多分2年というほうが先になると思います。

○藤井会長 2年間は荒らさずに維持ができるということですね。

○16番 そうですね。これも取りあえず、この14筆全部を保全管理するかどうかまでは最終まだ決まっていないと思います。いわゆる基盤整備がされている優良農地は何としても守りたいということで、この21筆の中には基盤整備をされていない農地も入っているんです。

なぜかという、——という方を御存じと思うんですが、——いまして、大半は——を育てておるんです。優良のところは水稻でやっていましたけれども。

したがって、かなり山の中の小さな圃場もあるので、それは地権者に返してやってもらうしかないだろうと、恐らく基盤整備をされていないところを担い手を探してもまず無理だろうということで、一応今残っているのは、基本的には基盤整備がされているところということで進めようということなんです。

○藤井会長 恐らく維持管理は、中間管理機構がお金は出してくれるんでしょうけども、近辺の集落営農法人か保全会が代わってやるようなことになるんじゃないかと思うんですけども、その辺でも負担はかかるけど、取りあえず2年間は維持できて、見つかりませんで手を挙げても、2年間は守れるというふうな解釈でいいわけですね。

それが全てじゃいけないんですけども、そういう利用の仕方もできなくはないので、それも含めて皆さん考えてもらえればと思います。

今、石田委員がおっしゃったように、まとめてどこかが持つておけば担い手の募集もかけられるんですけども、今回の——も全部、だから五、六町やったのが、浮いとるのが3町かそこらでしょう。

それじゃあ担い手に預けるには物足りない面積なんですから、これを機会に周辺の農地も同じよ

うな扱いでからまとめること、維持管理できることができれば次につながるんじゃないかと思えますので、その辺のところも先を見据えていろいろ考えていただければと思いますので、これからも御協力よろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 時間も押してきたようですので、以上で、議案審議は閉じたいというふうに思います。

午後4時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 4月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員